

第二回(六)金定期発行
必要に応じて号外発行

公報

外 才四十号
一九六二年
六月二十日

目次 ページ

立法

○へい獣処理場等に関する立法の一部を改正する立法 (立法第二十八号)

告示

○宜野湾村を宜野湾市とする処分について (告示第二十三号)

公告

○押収物還付公告 (那覇治安警察庁)

立法

立法院の議決したへい獣処理場等に関する立法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九六二年六月二十日

行政主席 大田 政作

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

立法第二十八号

へい獣処理場等に関する立法の一部を改正する立法

へい獣処理場等に関する立法 (一九五二年立法第三十四号) の一部を次のように改正する。

第九条中「六カ月」を「二年」に、「二、五〇〇円」を「八十五ドル」に、「前条」を「第七条第一項」に改める。

第十条中「三百円」を「三十ドル」に改める。

附 則

この立法は、公布の日から施行する。

告 示

○告示第二十三号

宜野湾村を宜野湾市とする処分について

市町村自治法第五条第三項の規定により、宜野湾村を宜野湾市とする。

右の処分は、一九六二年七月一日からその効力を生ずるものとする。

一九六二年六月二十日

行政主席 大田 政作

公 告

○押収物還付公告

一九六二年六月十八日

那覇治安警察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。

受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九六一年領第三〇一号

一手提金庫一個

平良好子所有

1962年6月20日（水曜日） 公

報（号外）（1961年1月6日第三種郵便物認可） 才40号

発行所

内務局文書課

— 曉印刷所印行 —

0407